

事 務 連 絡
令和8年3月26日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する
高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部改正につい
て

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛に通知しましたの
で、御了知願います。また、貴会会員に対する周知方お願い致します。